

### 災害時避難行動要支援者名簿等の状況について

平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、災害時避難行動要支援者名簿の作成が自治体に義務付けられた。区は、平成 26 年度に災害時避難行動要支援者の名簿を避難所単位で作成し、防災センター及び区内の地域本部(区民活動センター)に配備した。

さらに、平成 27 年度からは、災害時避難行動要支援者名簿に基づき、一人では避難が難しい要支援者一人ひとりの「災害時個別避難支援計画書」の作成を進めている。

これまでの経過および現状について、以下のとおり報告する。

#### 1 災害時避難行動要支援者名簿の登載状況

災害時避難行動要支援者名簿は、表 1 の区分に従い対象者を抽出し搭載している。平成 29 年 2 月の名簿登載者は、33,981 人となっている。

また、名簿は年 2 回(2 月及び 8 月)更新し、防災センター等に配備している。なお、次回 8 月に更新する名簿からは、訪問調査等で判明した入所、入院等の長期不在者を除外して作成する予定である。

表 1 一名簿対象者

(単位:人)

区分	要支援者の状況	登載者
1	専門的な支援等が必要な方 (要介護・障害程度区分 3 以上程度等)	5,642
2	同行等の支援が必要な方 (要介護・障害程度区分 1・2 程度等)	4,247
3	避難の見守りが必要な方 (要支援 1・2 程度等)	4,324
4	自力避難が可能だが安否確認が必要な方 (70 歳以上の単身・75 歳以上の高齢者のみ世帯 区分 1、2、3 を除く)	19,768

#### 2 災害時個別避難支援計画書の作成状況等

平成 27 年度から区分 1・2 の名簿登載者に対し職員による訪問調査により、個別避難支援計画書作成を支援している。また、平成 28 年度からは、区分 3・4 の登載者に対し郵送調査を開始するとともに、未返信者に対する訪問調査にも着手した。(本年度は、これらに合わせて、転入や年齢到達等の新規該当者へも働きかけを行っている。)

これまでの調査の進捗状況は、表 2 のとおりである。

表 2－進捗状況

(単位：人)

登載者	計画書作成不要者			計画書作成対象者	調査未了者
	長期入所等	転出・死亡	作成不要の申出者		
33,981	3,224	196	5,374	10,956	14,231

調査は、概ね6割について終了しているが、家族等の援助が得られることを理由に計画書の作成を不要とする者等も存在する。また、調査未了の中には不在がちで面談できない対象者や調査を拒否する対象者が約千人含まれている。

これまでの調査における計画書作成対象者（10,956人）の計画書の提出率は9割、9,963人となっている。提出を受けた計画書における避難時の支援者の有無、支援者の内訳等は、表3のとおりである。

表 3－支援者の状況

(単位：人)

提出者	支援者有	支援者の内訳			支援者無
		親族	近隣知人	その他	
9,963	7,274	7,043 96.8%	135 1.9%	96 1.3%	2,689

### 3 災害時避難行動要支援者に係る今後の取組

地区担当（アウトリーチチーム）により調査未了者に対する計画書作成に引き続き取組むが、常時不在がちな対象者や調査を拒否する対象者については、関係機関や地域から得られる情報をもとに生活状況を把握するとともに、当事者との信頼関係の構築に努めていく。

計画書提出者の3割については支援者がいないが、この中でも区分1・2に当たる登載者で、自力避難不可の者の1割で支援者が確保できない状況にある。これら特に支援を必要とする者に対する支援者の確保についても喫緊に取組んでいく。

また、支援者があるとしている登載者であっても、都外在住者を指定している者があり（6%）、発災直後の安否確認や避難支援の実効性に難があることから、これらの登載者に対しても引き続き区内等近傍の支援者確保を働きかけていく。